

社会保険労働保険関係連絡表

貴事業所名()



あすか社会保険労務士法人 行(FAX 0246-24-3243)

概 要	給付条件及び手続き内容	対象者			該当者氏名
		社保	雇用	全員	
入社したとき	雇用保険や社会保険に加入する際は、 入社連絡表 をFAX願います	○	○		
退職したとき	退職連絡表 をFAX願います (必ず退職を証明する書類添付)	○	○		
役員報酬及び給与の変更があったとき	昇給連絡表 をFAX願います。 固定額の変更及び支給体系(時給～月給)が変更になる場合、保険料が変更になる場合があります	○			
労災事故が発生したとき、又は、労災で診療を受けている病院及び薬局を変えたとき (特別加入の役員も該当)	労災事故 又は 通勤労災事故報告書 をFAX願います (病院等の変更の際もご連絡願います)			○	
病気やケガで連続4日以上休んだとき	無給の場合、傷病手当金を受けられる制度があります	○			
自費で診療を受けた場合	保険適用外のコルセット使用などは、療養費の請求が出来ます。(その他、立替払いをした時)	○			
病院の治療費が高額に該当するとき	自己負担同一月・同一医療機関・同一科であること (金額及び条件等については、お問い合わせください)	○			
被保険者や被扶養者が病気やケガで、タクシー等で病院へ連れて行くこととするとき	本人が移動出来ない正当な理由がある場合に、移送費が支給されます	○			
出産(本人又は配偶者)するとき : 妊娠満12週をこえた場合生死産別問わない	社会保険加入者は、出産一時金や出産の為の休業に伴う給付金が受けられます	○			
本人又は被扶養者が死亡したとき	埋葬料・家族埋葬料・埋葬費が受けられます(被保険者本人の退職後の3ヶ月以内の死亡についても該当)	○			
本人が結婚する場合	氏名や住所変更の手続き有	○	○		
本人が離婚する場合	氏名や住所変更の手続き有	○	○		
健康保険の被扶養者の増減	被扶養の認定の際に添付書類を必要とする場合があります(被扶養者が75歳になったときも含まれます)	○			
住所(住民票上)を変更する場合	厚生年金加入者は、住所変更が必要です	○			
健康保険証 又は 基礎年金番号通知書(年金手帳) の紛失	再交付の手続き(紛失理由の確認)	○			
雇用保険者証の紛失	再交付の手続き(紛失理由の確認)		○		
賞与の支払があったとき	年金額にも反映しますので、必ず社保加入者全員分の額を提示してください	○			
被保険者が60歳に達したとき	60歳の賃金登録及び60歳以降賃金を変更した場合は、その他の手続き等があります		○		
被保険者が70歳に達したとき	厚生年金の喪失手続きが必要です	○			
被保険者が75歳に達したとき	後期高齢者医療保険制度に移行します (社会保険の喪失の手続きが必要です)	○			
育児休業または介護休業が発生するとき	社会保険料の免除(出産・育児休業のみ)及び雇用保険関係の給付制度があります	○	○		
そ の 他 (ご質問等)	* 事業所店舗及び支店の増減の際もご連絡願います。				